

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【公表番号】特表2017-532988(P2017-532988A)

【公表日】平成29年11月9日(2017.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2017-043

【出願番号】特願2017-509031(P2017-509031)

【国際特許分類】

A 6 1 C 19/04 (2006.01)

A 6 1 B 1/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 19/04 Z

A 6 1 B 1/24

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月27日(2018.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータによって実装される、患者の歯列のデジタルモデルからデジタルモデル基部を作成する方法であって、

選択された仮想基部型の複数の所定寸法から最初の仮想基部を形成するステップと、

前記患者の歯列の三次元デジタルモデルを取得するステップと、

前記患者の歯列の前記三次元デジタルモデルの境界寸法を決定するステップと、

前記境界寸法に基づいて前記最初の仮想基部の第1の変形を実行するステップと、

前記変形された仮想基部の第2の変形を局所的な基準に基づいて実行して前記デジタルモデル基部を形成するステップと、

少なくとも1つの仮想モデル基部を表示し、記憶し、又は送信するステップと、

を含む方法。

【請求項2】

前記境界寸法は、上歯列弓の部分、下歯列弓の部分、又は咬合状態の前記上歯列弓と前記下歯列弓の両方のうちの少なくとも1つの三次元境界ボックスを含み、

選択された仮想基部型の前記複数の所定寸法は、(i)後方角の側面である少なくとも1つの一対の側面の傾斜面の長さ、(ii)裏面に対する前記後方角の側面の角度、(iii)前面である第2の一対の側面の前記裏面からの直交線に対する角度、上顎の仮想基部の上面から下顎の仮想基部の底面までの距離並びに前記上顎の仮想基部及び前記下顎の仮想基部の高さ制限を含む高さの範囲、を含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記最初の仮想基部の前記第1の変形は、前記最初の仮想基部を前から後ろの深さ寸法及び左から右の幅寸法で拡大縮小する全体変形を含み、

前記変形された仮想基部の前記第2の変形の前記局所的な基準は、前記仮想基部の背面、中間面及び前面のそれぞれにおける選択点の局所的な移動を含む、

請求項1に記載の方法。

【請求項4】

コンピュータによって実装される、患者の歯列のデジタルモデルからデジタルモデル基部を作成する方法であって、

選択された仮想基部型の複数の所定寸法を取得するステップと、
前記患者の歯列の三次元デジタルモデルを取得するステップと、
前記患者の歯列の前記三次元デジタルモデルの境界寸法を決定するステップと、
前記患者の歯列の前記三次元デジタルモデルの前記複数の所定寸法及び前記境界寸法から前記デジタルモデル基部を自動的に形成するステップと、
前記患者の歯列の前記三次元デジタルモデルと共に少なくとも1つの仮想モデル基部を表示し、記憶し、又は送信するステップと、
を含む方法。